

東北大学金属材料研究所スーパーコンピューティングシステム利用内規

制 定 平成 8 年 7 月 18 日

(趣旨)

第 1 条 この内規は、東北大学金属材料研究所計算材料学センター設置内規第 5 条の規定に基づき、東北大学金属材料研究所（以下「本研究所」という。）のスーパーコンピューティングシステムの当分の間の利用について定めるものとする。

(利用者の資格)

第 2 条 スーパーコンピューティングシステムを利用することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 東北大学金属材料研究所共同利用・共同研究委員会にて採択された共同利用研究課題の申請者もしくは分担者で、スーパーコンピューティングシステムの利用の許可を受けた者
- 二 計算物質科学スパコン共用事業委員会にて採択された計算物質科学スパコン共用事業研究課題の申請者もしくは分担者で、スーパーコンピューティングシステムの利用の許可を受けた者
- 三 計算材料学センター長（以下「センター長」という。）が受け入れを認めた民間機関等研究課題の申請者もしくは分担者で、スーパーコンピューティングシステムの利用の許可を受けた者
- 四 前各号に掲げる者のほか、特にセンター長が認めた者

(利用の申請)

第 3 条 スーパーコンピューティングシステムを利用しようとする者は、センター長に所定の利用申請をしなければならない。

(利用の許可)

第 4 条 センター長は、前条の利用申請がスーパーコンピューティングシステムを利用するのに適当と認めたときは、これを許可する。

- 2 センター長は、利用を許可した者にユーザーアカウントを付与するものとする。
- 3 許可の有効期限は 1 年以内とし、当該許可を受けた日の属する会計年度を超えない期間とする。

(変更の届出等)

第 5 条 スーパーコンピューティングシステムの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、第 3 条の利用申請の内容に変更が生じたときは、速やかにセンター長に届出、又は再申請しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第 6 条 利用者は、許可を受けた目的以外にスーパーコンピューティングシステムを利用してはならない。

(ユーザーアカウントの転用等禁止)

第7条 利用者は、ユーザーアカウント及びパスワードを適切に管理し、不正利用の防止に努め、第三者に利用させてはならない。

(利用許可の取り消し等)

第8条 利用者が、この内規又は本研究所の指示に従わない場合は、センター長は、その者の利用の許可を取り消し、又はその利用を停止することができる。

2 前項の規定により、利用の許可を取り消し、又は利用を停止させたことによって利用者に損害を及ぼすことがあっても、センター長はその責めを負わない。

(経費の負担)

第9条 スーパーコンピューティングシステムの利用にかかる経費（以下「利用負担金」という。）について、共同利用研究及び計算物質科学スパコン共用事業研究の利用者からは、当分の間これを徴収しない。ただし、利用者は消耗品の経費を負担することがある。

2 民間機関等研究の利用者は、利用負担金を負担するものとし、利用負担金の額等必要な事項については別に定める。

(利用報告書の提出)

第10条 利用者は、利用の成果又は経過についてセンター長から報告を求められたときは、速やかに、利用報告書をセンター長に提出しなければならない。

(論文の公表)

第11条 利用者は、本研究所のスーパーコンピューティングシステムを利用して得た計算の結果を含む研究を論文等により公表するときは、当該論文等に本研究所のスーパーコンピューティングシステムを利用した旨を明記しなければならない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、故意又は過失により、本研究所又はその設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なく、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(免責事由)

第13条 計算材料学センターは、利用者へのスーパーコンピューティングシステムの提供については最善を尽くすが、利用者がスーパーコンピューティングシステムを利用したことにより被った損害、その他のスーパーコンピューティングシステムに関連して被った損害について、一切の責任及び負担を負わない。

(雑則)

第14条 この内規に定めるもののほか、スーパーコンピューティングシステムの利用に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成8年7月18日改正)

1 この内規は、平成8年7月18日から施行する。

2 東北大学金属材料研究所材料科学情報室スーパーコンピューティングシステム利用
内規（平成6年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成12年9月21日改正）

この内規は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月18日改正）

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月20日改正）

この内規は、平成24年12月20日から施行し、平成24年11月1日から適用する。

附 則（平成28年9月12日改正）

この内規は、平成28年9月12日から施行する。

附 則（令和7年4月17日改正）

この内規は、令和7年4月17日から施行する。